

QA の一部訂正に係る考え方について(お知らせ)

■No. 12 の回答を次のとおり訂正しました。

【問】月に標準的なサービスを9回利用し、20分から45分の生活援助を5回利用した場合の請求方法は、どのように算定しますか

(誤) 1週に2回程度の場合 2,349単位+(179単位×5回)=3,244単位

(正) 算定は、次の2パターンが考えられる。

- ・1週当たりの標準的な回数を定める場合 3,727単位
- ・1月当たりの回数を定める場合 (287単位×9回)+(179単位×5回)=3,478単位

<訂正理由>

訪問型サービス費は、月当たりの定額払い(1週当たりの標準的な回数を定める場合)又は利用1回ごとの出来高払い(1月当たりの回数を定める場合)によることとされているため、月当たりの定額払いに属する算定項目(ピンク部分)と、利用1回ごとの出来高払いに属する算定項目(水色部分)を組み合わせることはできないため。

※根拠：介護保険最新情報 Vol. 1222 (令和6年3月15日) 7ページ

※ピンク内の算定項目と水色内の算定項目を組み合わせることはできません

1 加古川市介護予防型訪問サービス(従前相当サービス)サービスコード表(令和6年6月1日～)					
サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1月につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(※月当たり上限3,727単位)	287単位	1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス22		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合(※月当たり上限3,727単位)	179単位	
A2	2621 訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合(※月当たり上限3,727単位)	220単位	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合(※月当たり上限3,727単位)	163単位	

<回答の考え方>

・月当たりの定額払いによるサービスを計画する場合

1週あたりに標準的なサービスを2回、生活援助を1回、計3回利用すると考えて、週2回を超える程度 3,727単位として考える。

・利用1回ごとの出来高払いによるサービスを計画する場合

標準的なサービスを9回と生活援助を5回利用すると考える。

<月当たり定額払いの算定に関する留意点>

- ・適切なアセスメントにより作成されたケアプラン等において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づき、算定項目イ(1)～(3)の各区分を計画してください。
- ・1回当たりのサービス提供時間については、ケアプラン等に設定した生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を訪問型サービス計画に位置付けてください。
- ・利用者の状態により、サービス提供回数が想定回数より増減することがありますが、その場合であっても月途中での支給区分(コード表A2 1111、A2 1211、A2 1321)の変更は不要です。この場合、翌月の支給区分は、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分によるケアプラン等及び訪問型サービス計画を定めることとなります。